

議案第34号

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 観覧料等の額を改定するとともに、生活保護受給者の観覧料を免除し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第5号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧するとき 観覧料の全額

別表第1一般の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「180円」に改め、同表高校生・大学生の項中「150円」を「170円」に、「120円」を「130円」に改め、同表小学生・中学生の項から障害者の項までの規定中「100円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改め、同表特別の企画の展示の欄中「1,500円」を「1,700円」に改める。

別表第2熟覧の項中「500円」を「560円」に改め、同表模写・模造等の項中「1,000円」を「1,130円」に改め、同表撮影の項中「200円」を「220円」に、「2,000円」を「2,260円」に、「400円」を「450円」に、「4,000円」を「4,530円」に改める。

別表第3の1の部(1)の款美術館内区民ギャラリーの項中「13,820円」を「15,670円」に、「10,360円」を「11,740円」に、「6,910円」を「7,830円」に、「3,450円」を「3,910円」に改め、同款世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリーの項中「2,880円」を「3,260円」に改め、同部(2)の款講堂の項中「3,600円」を「4,080円」に、「10,800円」を「12,240円」に改め、同表の2の部展示用設備の項中「500円」を「560円」に改め、同部講堂用ピアノの項中「4,500円」を「5,100円」に改め、同部講堂用音響器具の項中「1式」を「一式」に、「3,000円」を「3,400円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1、別表第2並びに別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料について適用し、同日前の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料については、なお従前の例による。